富津市国民健康保険事業運営協議会会議録

1	会議の名称	令和2年度 第3回富津市国民健康保険事業運営協議会
2	議案審議期間	令和3年1月29日(金)~令和3年2月15日(月)
3	会議方法	書面決議
4	審議等事項	議件 (1)「令和3年度富津市国民健康保険事業特別会計予算(案)」について (2)「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」について (3)「富津市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例(案)」について
5	公開又は非公開の別	公開 · 一部公開 · 非公開
6	非公開の理由	
7	傍聴人数	_
8	所管課	健康福祉部 国民健康保険課 電話 0439(80)1271
9	会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

令和2年度 第3回富津市国民健康保険運営協議会開催結果

議件に対する書面決議の結果、下記のとおり過半数の回答が得られ、 原案のとおり決定しました。

- 1. 議案審議期間 令和3年1月29日(金)~令和3年2月15日(月)
- 2. 会議方法書面決議
- 3. 委員総数 13名
- 4. 回 答 数 12名(会長を除く)

※富津市国民健康保険条例施行規則第9条の規定により、「議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。」とされています。

5. 議 決 結 果

議件	結果	賛成	反対
(1)「令和3年度富津市国民健康保険事業特別会計予算(案)」について	可決	12	0
(2)「富津市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例(案)」について	可決	12	0
(3)「富津市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例(案)」について	可決	12	0

6. 議件に係る質問

議件(1)について、歳出の傷病手当金についてお尋ねします。 R3 予算額が 50 万円計上されておりますが、これは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金とのことですが、1人1回いくらの手当金が支給されるのか?また何名くらいを想定しているのかお伺いします。

7. 質問に係る回答

1人1回50,000円で10人への支給を想定しています。 (50,000円の算出根拠)

富津市の給与所得者の平均日額に 2 / 3 を乗じ(約 3,500 円)、発症から就業可能となるまでの概ねの期間(14 日程度)を乗じて算出(10 人の算出根拠)

適用期間が3月31日までとされていることから、概ね令和2年度予算での支給となる見込みだが、4月1日以降に申請があった場合などの人数を見込む。

※国において「傷病手当金の令和3年度の取扱いについては、今後の 感染状況等を踏まえながら検討していく」こととされています。